

(環太平洋パートナーシップ協定に基づく日本国のホエイの数量セーフガードの運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）の本日の署名に関連して、TPP協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二―D（関税に係る約束）の日本国の関税率表の付録B―1（農産品セーフガード措置）第E節（ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置）5(a)の規定の実施に関し、日本国政府の代表者とアメリカ合衆国政府の代表者との間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。日本国は、TPP協定並びにこの書簡及び閣下の確認の返簡に基づく国際的義務を含む日本国とアメリカ合衆国との間に適用する国際的義務に合致する限度において日本国の関係法令に従い同節5(a)の規定を実施します。

1 日本国は、TPP協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二―D（関税に係る約束）

の日本国の関税率表の付録B―1（農産品セーフガード措置）第E節（ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置）の規定に基づく農産品セーフガード措置をとる前に、同節5(a)に定めるいずれかの条件が満たされているかどうかについて評価を行う。

2 TPP協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二―D（関税に係る約束）の日本国の関税率表の付録B―1（農産品セーフガード措置）第E節（ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置）5(a)(i)の規定の適用上、日本国の国有企業による脱脂粉乳の輸入又は予定される輸入のうち次の割当てに基づくもの以外は、日本国の会計年度の残余の期間について、日本国における脱脂粉乳の国内的な不足の存在を決定的に示すものとみなす。

(i) 「一般の用途に供される指定乳製品等」についての世界貿易機関設立協定上の日本国の割当て

(ii) 日本国が当事国であるその他の自由貿易協定に基づいて設定された割当て

3 日本国は、TPP協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二―D（関税に係る約束）の日本国の関税率表の付録B―1（農産品セーフガード措置）第E節（ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置）5(a)(ii)に定める条件が存在するかどうかを確認するため、日本国における

脱脂粉乳の市場の包括的な評価を行い、及び当該包括的な評価を行うに当たっては、他の事項とともに、次の事項を考慮する。

- (a) 脱脂粉乳の日本国における生産及び在庫についての過去の記録及び傾向
- (b) 脱脂粉乳の日本国における卸売価格についての過去の記録及び傾向
- (c) 日本国における脱脂粉乳の市場に対して明らかかな影響を及ぼす最近の自然災害又は長期の異常気象

本官は、この書簡及び閣下の確認の返簡が両政府間の合意を構成し、TPP協定第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意が日本国及びアメリカ合衆国についてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本代表は、本日付けの閣下の次の書簡を受領いたします。

(日本側書簡)

本代表は、アメリカ合衆国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意がアメリカ合衆国及び日本国についてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十六年二月四日

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

大使 マイケル・B・G・フロマン